**民家園利用事業募集要項**

**１　趣旨**

宮崎県総合博物館では、文化財の活用を図るとともに、県民の民家園に対する理解を促進するため、民家園を利用する事業を募集します。

**２　対象者**

個人又は団体（法人格の有無を問いません。）

**３　利用目的**

　　民家園を利用した事業内容であるものを対象とします。

　　ただし、次のいずれかに該当するものは対象としません。

1. 申請書の内容に偽りがあると認められるもの
2. 展示又は保存上支障があると認められるもの
3. 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるもの
4. 火気を使用するもの
5. その他園内利用が適当でないと認められるもの

なお、民家園の幅広い利活用を促進するため、事業は公開するものとします。

**４　利用期間**

原則として３日以内とします。

　　ただし、展示を事業内容とするものについては、個別に協議をします。

　　なお、宮崎県総合博物館の休館日は利用できません。

**５　利用人数**

原則として５人以上の利用が見込まれる事業とします。

　　なお、事業への一般来園者の参加の可否を問いません。

**６　対象施設**

　　原則として県指定文化財（米良の民家・椎葉の民家）の２棟及び園庭とします。

　　また、利用人員や事業内容から、必要最小限の棟又は間の利用を認めるものとします。

　　【参考】米良の民家　（面積）　７８．３７㎡　（収容人数）　３０名程度

　　　　　　椎葉の民家　（面積）１３７．９７㎡　（収容人数）　６０名程度

**７　応募方法等**

　　事業の内容により、利用料金が無料と有料に分かれますので、事前に事業計画書（別　紙１）を提出してください。

　　まずは、１１の問い合せ先までご連絡ください。

1. 事業内容が営利を目的としない場合

民家資料利用承認申請書（別紙２）に必要事項を記入の上、お申し込みください。

1. 事業内容が営利を目的とする場合

教育財産使用許可申請書（別紙３）及び役員等一覧（別紙４）に必要事項を記入

の上、お申し込みください。　※　役員等一覧は、法人等の場合のみ

　なお、事業内容に関わらず、事業終了後には実績報告書（別紙５）を提出してください。